

パブリックコメント第41号

**「常陸大宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正(案)」に対するご意見を募集します**

本市では、生活環境の保全と災害防止のより一層の徹底を図るため、常陸大宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正するに当たり、市民の皆さんからのご意見を募集します。

◎案の公表日 令和元年12月10日(火)

◎意見の募集期間 令和元年12月10日(火)～令和2年1月8日(水)

◎公表案及び公表方法

○公表案

「常陸大宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正(案)の概要」

○公表方法

- ・市役所生活環境課生活環境G(本庁1階)、各支所総合窓口・地域振興Gで閲覧
- ・市ホームページにて公表

◎意見を提出できる方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・市内に存する事務所または事業所に勤務する方
- ・市内に存する学校に在学する方
- ・上記以外の方で、市に納税義務がある方

◎意見の提出方法

意見応募用紙は、市のホームページからダウンロードしてください。  
また、市役所生活環境課生活環境G(本庁1階)または各支所総合窓口・地域振興Gに置いてあります。  
意見は、次のいずれかの方法で提出してください。

なお、意見応募用紙1枚につき1意見、1メールにつき1意見になります。

- ・直接持参……市役所生活環境課生活環境G(本庁1階)または各支所総合窓口・地域振興G
- ・郵送……〒319-2292 常陸大宮市中富町3135-6

常陸大宮市役所生活環境課生活環境G

- ・FAX……常陸大宮市役所生活環境課生活環境G FAX 53-5415

- ・Eメール……kankyou@city.hitachiomiya.lg.jp

(件名を「常陸大宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例(案)の意見」として提出してください)

※電話での受付は行いません。

匿名での受付は行いません(提出いただいたご意見について、内容の確認をする際に必要なため)。

◎結果の公表

提出していただいたご意見の内容、検討結果については、次の方法により公表します。

- ・広報常陸大宮お知らせ版及び市ホームページにて公表します。
- ・市役所生活環境課(本庁1階)、各支所総合窓口・地域振興Gで閲覧できます。

※ご意見をいただいた方の氏名等は、一切公表しません。

※提出されたご意見について、個別の回答はしません。

※内容が類似するご意見は、取りまとめて公表することがあります。

**常陸大宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正(案)の概要**

1 条例改正の趣旨

本市では、県条例による規制の対象面積に達しない500㎡以上5,000㎡未満の土砂等による土地の埋立てについては、「常陸大宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」を適用し、無秩序な土地の埋立ての防止に努めているところですが、生活環境の保全と災害防止のより一層の徹底を図るため、同条例の一部を改正するものです。

2 主な改正内容

以下の(1)から(4)の内容を「常陸大宮市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」の中に新たに盛り込み、規制の強化を行うものです。

(1) 事前協議及び周辺関係者への説明会の義務付け

ア 事前協議

計画時期からの指導・監督体制を確保するため、許可申請の前に、市と事前協議することを義務付けします。

イ 説明会の開催

土地の埋立ての計画について、周辺区域の住民等の理解を得るため、当該土地のおおむね300メートル以内の住民等を対象に説明会を開催することを義務付けします。  
※関係者その他の者の意見を聴き、説明会を開催する必要がないと市長が認めるときは、説明会の開催を省略することができます。

(2) 埋立て等に用いる土砂等の制限

不正に処理された建設発生土等の搬入をできる限り防止し、土壌の汚染リスクを軽減させるため、埋立て等に用いる土砂等については、県内から発生したものであり、発生場所から直接搬入されるものに制限します。

(3) 欠格要件の創設

申請者の法令順守を確保するため、県条例の規定に倣い、暴力団員、暴力団と密接な関係を有する者、禁錮以上の刑を受け5年を経過しない者である場合等、申請者に係る欠格要件を設けます。

(4) 名義貸しの禁止

欠格要件に該当する者が第三者に申請させ許可を受けたり、許可を受けた者が自ら事業を行わず、他者に丸投げすることを防ぐため、名義貸しを禁止する規定を設けます。

3 施行時期

令和2年3月市議会に条例改正案を提案し、市議会の議決を得た後、一定の周知期間を経て、令和2年6月1日からの施行(同日以後の許可申請に適用)を予定しています。

問 本庁 生活環境課生活環境G ☎52-1111 内線122 FAX 53-5415

✉ kankyou@city.hitachiomiya.lg.jp [HP] <http://www.city.hitachiomiya.lg.jp>

**2020年農林業センサスが実施されます**

令和2年2月1日を調査期日として、「2020年農林業センサス」が実施されます。

この調査は、我が国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など、農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにすることを目的として5年ごとに行われています。

調査結果は、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料として、農林行政の様々な分野で活用されます。

なお、調査の実施にあたっては、農林業を営んでいる皆様のご協力に調査員がお伺いしますので、ご協力をお願いします。

【2020年農林業センサスキャンペーンサイト】

<http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2020cp/>

問 本庁 総務課内 情報統計G ☎52-1111 内線318

QRコード

